

平成25年度
事業報告書

平成26年4月

一般社団法人 全国建設業協会

目次

はじめに	1
1. 防災・減災のための強靱な国土づくりと 日本経済再生のための社会資本整備の推進	2
（1）公共事業予算の確保・拡大と社会資本整備の計画的推進	2
（2）大規模地震等に備えた防災・減災対策の早急な推進	3
（3）ブロック会議・地域懇談会等の開催と関係機関への提言活動の推進	3
2. 地域社会を支える建設業の健全な発展	5
（1）建設業の再生・活性化及び経営改善等への対応	5
（2）入札契約制度改革への対応	6
（3）対等で透明な建設生産システムの構築への対応	7
（4）その他	8
3. 建設業における社会的責任への対応	9
（1）建設企業行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底	9
（2）建設業のCSR活動の推進	9
（3）建設業における社会貢献活動の推進	9
4. 戦略的な広報活動の推進	10
（1）広報体制の強化	10
（2）広報活動の推進等	10
（3）広報活動状況の把握と情報提供	11
5. 魅力ある労働環境づくりと労働災害防止対策等の推進	11
（1）人材確保対策の推進	11
（2）労働安全衛生対策の推進	12
（3）建設労働者の福祉の向上への対応	12
6. 公益法人制度改革への対応	13
（1）一般社団法人への移行に伴う適正な事業執行	13
（2）公益法人制度改革に関する情報収集と周知・情報提供	13
7. 主な要望事項等	13
8. 役員会等の開催	21
9. 各種委員会等の開催	22
10. その他行事・諸会議の開催	22

はじめに

平成25年度の日本経済は、政府がデフレからの脱却と経済再生に向けた新しい経済政策を打ち出したことにより、円安・株高の追い風を受け輸出や生産が回復し、消費の拡大や雇用情勢が改善するなど、景気回復に向けた明るい兆しが生じてきている。また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことにより、社会全体が活気を取り戻し、将来に期待がもてる年となった。

建設業界では、平成25年度大型補正予算の編成に加え、震災復興事業も本格化するとともに、公共工事設計労務単価の再度にわたる引き上げや低入札調査基準価格の改善などにより、ようやく明るい兆しが見え始めている。

しかしながら、長年にわたる景気の低迷と公共事業費の大幅な削減により、地域の建設企業は疲弊し、今なお厳しい経営環境に直面している。また、建設業に携わる労働者の賃金低下等が若年者の入職や技能の承継に多大な影響をもたらしており、将来の建設産業の存続が危惧されている。

このため、本会では平成25年10月に全国でブロック会議・地域懇談会を開催し、建設業の再生に向けた各都道府県建設業協会の意見・要望をとりまとめた「社会資本整備の着実な推進について」の意見書を11月に、国土交通大臣、政務三役、幹部に提出するとともに、自民党総裁、党四役、党幹部にも提出し、その実現方を要請した。また、12月には、ブロック会議・地域懇談会に出席した国土交通省幹部と直面する問題解決に向けての意見交換を行った。

このように、本会では、魅力ある建設産業の再生と地域建設業の活性化の実現に向けて、各都道府県建設業協会と連携し、総力を挙げて取り組んでいる。

1. 防災・減災のための強靱な国土づくりと

日本経済再生のための社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の確保・拡大と社会資本整備の計画的推進

第二次安倍内閣による新しい経済政策により、円安・株高による経済環境の好転、消費の拡大、雇用環境の改善、建設投資の増大など、建設業界にも明るい兆しが見られつつある。

しかしながら、長年にわたる公共事業費の削減により、地域の中小建設企業は疲弊し、今なお厳しい経営環境に直面しており、雇用における労働条件も低水準にあることから、このままでは建設産業への若者の入職が滞り、将来の担い手が大きく不足する状況となっている。

建設産業の使命は、国民の生活と経済活動の基盤となる社会資本の整備、維持管理を通じて、わが国の経済社会の発展に貢献するとともに、災害時における緊急対応、応急復旧活動等により地域の安全・安心を確保することにある。

このため、本会では平成25年11月27日、浅沼会長始め、本間、伊藤、森田副会長等が太田国土交通大臣を訪ね、10月に開催したブロック会議での要望事項を取りまとめた「社会資本整備の着実な推進について」の意見書を手渡し、①中長期的な国土保全ビジョンを早期に策定し、社会資本整備をわが国の成長力強化のための国家戦略の最重要課題と位置付け、計画的・安定的な公共事業予算の確保・拡大、②公共事業費の削減の流れを断ち切り、人材等を確保・育成するために必要な将来見通しが立てられるよう、平成26年度当初予算における公共事業予算の確保等について、要請を行った。

その後、自民党本部を訪ね、佐藤信秋参議院議員も同席し、高市政務調査会長、河村選挙対策委員長、三原副幹事長、森山総務会長代理、うへの国土・建設関係団体委員長に面会のうえ、意見書を手渡し、同様の要請を行った。

平成26年2月6日、総額5兆4,956億円となる平成25年度補正予算が成立した。このうち、国土交通省分は、公共事業費が7,481億円（事業費ベースで1兆7,303億円）である。

また、3月20日には、一般会計総額9兆8,823億円の過去最大規模となる平成26年度予算が成立した。このうち、国土交通省分は、公共事業関係費が前年度比2.3%増の4兆5,580億円である。

(2) 大規模地震等に備えた防災・減災対策の早急な推進

東日本大震災から早くも3年が経過したが、わが国においては、その後も各地において地震、台風、豪雨、豪雪、竜巻等様々な災害が多発しており、これら災害に対応した防災・減災対策の強化が必要不可欠となっている。また、これまでの社会インフラストックの老朽化等に伴う維持・管理が喫緊の課題となっている。

本年度のブロック会議においては、多くのブロックから、防災・減災対策と国土強靱化の推進に向けた具体的な提案がなされた。本会では、11月27日、浅沼会長、本間、伊藤、森田副会長が太田国土交通大臣を訪ね、「社会資本整備の着実な推進について」の意見書を手渡し、中長期的な国土保全ビジョンの早期策定並びに既存インフラの老朽化対策と地域経済活性化に向けた計画的な公共事業予算の確保・拡大並びに被災地の一刻も早い復興と、首都直下型地震や東海・東南海・南海地震などの自然災害に備えた、防災・減災のためのインフラ整備の計画的推進による強靱な国土の実現のための予算の確保を要請した。

また、自民党の党四役始め、関係議員にも同日要請を行った。

12月4日、「国土強靱化基本法」が成立し、今後、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害から国民の生命・財産を守るための事前防災・減災対策、迅速な復旧・復興に繋がる具体策が展開されることとなった。

(3) ブロック会議・地域懇談会等の開催と関係機関への提言活動の推進

本年度のブロック会議・地域懇談会は、円安・株高の追い風を受け輸出や生産が回復し、消費の拡大や雇用情勢が改善するなど、景気回復に向けた明るい兆しが生じてきている中、全国9ブロックにおいて開催された。

ブロック会議では、入札不調対策としてダンピング対策の一層の徹底はもとより、発注者責任として、適正な利益が確保できる予定価格の適切な設定など、入札契約制度の適正化、更なる積算の改善を求める声が叫ばれるとともに、4月に国土交通大臣からの直接の要請により、公共工事設計労務単価が15%以上引き上げられ、若年労働力の確保対策と労働条件の改善に向けた建設業界としての具体的な取り組みが直接問われる形となった。

本年度のブロック会議における主な提案議題は、(1) 公共事業予算の確保、(2) 防災・減災対策と国土の強靱化、(3) 社会資本整備の推進、(4) 復旧・復興事業の推進、(5-1) 入札・契約制度の改善とダンピング対策、(5-2) 積算の改善、(6) 若年労働力の確保と設計労務単価の改善、(7) 地域建設業の経営支

援と維持存続、（８）戦略的な広報活動の推進等について、となっている。

ブロック会議に先立ち開催された地域懇談会では、国土交通省より、『中長期的な建設産業の担い手確保とインフラの品質確保について』の議題が提案され、①現場技能労働者の処遇改善や若者の入職促進のための方策、②若手の技能労働者等の育成のための方策、③適正価格での契約の推進や受発注者の負担軽減を考慮した多様な入札契約制度の導入・活用のための方策、の三つのテーマにより意見交換が行われたが、本会からも、『公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について』の議題を提案し、①入札契約環境の改善について、②適正利潤が確保できる施工体制について、③建設労働者・建設資機材の確保について、の三項目について地域建設業界が直面している生の声が述べられた。

また、12月20日には、ブロック会議・地域懇談会に出席した国土交通省の佐々木土地・建設産業局長、吉田建設流通政策審議官、森技術審議官ら幹部と、本会正副会長並びにブロック理事・幹事県会長等による意見交換会を開催し、今後の課題解決に向けた対応策等について意見を交わした。

なお、本会では、ブロック会議・地域懇談会に提案された全国9ブロックからの意見・要望事項を「社会資本整備の着実な推進について」と題する7項目の意見書に取りまとめ、11月27日、浅沼会長、本間・伊藤・森田副会長により、太田国土交通大臣始め国土交通省幹部及び自民党総裁はじめ党四役並びに国土交通部会、関係国会議員に対し、中長期的な国土保全ビジョンの早期策定と、社会資本整備を成長力強化のための国家戦略の最重要課題と位置づけた災害に強い生活基盤づくりと既存インフラの老朽化対策として、計画的・安定的に公共事業予算の確保・拡大等、各懸案事項の実現方について要請活動を行った。

平成25年度のブロック会議・地域懇談会日程一覧

- ①10/ 4 関東甲信越ブロック会議・地域懇談会（東京・経団連会館）
- ②10/15 北陸三県建設業協会ブロック会議・地域懇談会（ホテル日航金沢）
- ③10/18 近畿ブロック会議・地域懇談会（ホテルグランヴィア和歌山）
- ④10/21 建設業協会中国ブロック協議会・地域懇談会（リーガロイヤルホテル広島）
- ⑤10/22 四国建設業協会連合会意見交換会・地域懇談会（ホテルクレメント高松）
- ⑥10/24 北海道地域懇談会（札幌グランドホテル）
- ⑦10/28 東北建設業協会ブロック会議・地域懇談会（盛岡グランドホテル）
- ⑧10/30 建設業協会東海四県ブロック会議・地域懇談会（名鉄ニューグランドホテル）

2. 地域社会を支える建設業の健全な発展

（1）建設業の再生・活性化及び経営改善等への対応

①建設業の経営に関する各種施策等への対応

平成25年4月の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げや同年5月の低入札価格調査基準の見直し（一般管理費算入率の引き上げ）等を受け、今後、公共工事における収益状況等に関する調査・分析を行うため、他機関の財務分析資料等の収集を行い総合企画専門委員会と土木専門委員会の合同専門委員会において、その調査方法等についての検討を行った。

また、国土交通省が実施している金融支援事業（下請債権保全支援事業・地域建設業経営強化融資制度・建設業災害対応金融支援事業）について、各都道府県建設業協会へ情報提供を行った。

②平成26年度の税制改正要望への対応

各都道府県建設業協会より税制に関する意見を集約し、本会の税制専門委員会においてとりまとめ、国土交通省等の関係機関に対して要望を行った結果、平成26年度の税制改正においては下記の項目が認められた。

- ・相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除
- ・中小企業者等が機械を取得した場合の特別償却及び法人税額に係る特別控除の拡充及び適用期限の延長
- ・中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長
- ・中小企業者等の交際費等の損金不算入制度の特例の適用期限の延長
- ・中小企業者等の欠損金の繰り戻しによる還付の適用期限の延長

③BCPの普及拡大

本会が作成した「地域建設企業における災害時事業継続の手引き」の付属資料「地域建設企業の事業継続計画（簡易版）作成例」を第3版へと改訂するとともに、地域建設企業における事業継続計画の策定及び見直しを支援するため、各都道府県建設業協会等と連携し、講習会を全国4箇所において開催した。

また、国土交通省関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定」に関する支援協力として、四半期毎に実施される面接審査に参画している。

④維持管理分野等に関する取り組み

維持管理分野における動向等について情報収集を行うとともに、建設生産システム委員会等において意見交換等を行った。

また、傘下会員企業が同分野で活躍できる環境を整備するため、維持管理に関する積算方式や入札契約制度等の現状・課題等を把握する取り組みとして、平成25年11月に老朽化社会インフラの維持管理に関するアンケート調査を実施した。

また、平成26年1月に総合企画専門委員会と土木専門委員会の合同専門委員会を開催し、アンケート調査結果の報告、今後の対応方針等に関する意見交換等を実施し意見・要望等についてとりまとめを行った。

(2) 入札契約制度改革への対応

①入札契約制度等に関する情報収集及び情報提供の取り組み

各都道府県、政令指定都市、県庁所在市における入札契約制度の改善状況及び平成24年度大型補正予算に伴う入札契約制度等の状況について情報収集を行うとともに、各都道府県建設業協会へ情報提供した。

また、入札契約制度等に関する有益な情報や災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定等に関する情報を「Zenken通信」を通じて各都道府県建設業協会に提供した。

②入札契約制度等に関する提言/③公共調達制度等に関する提案・要望

国土交通省の中建審・社整審の下に設けられた「基本問題小委員会」に本会の伊藤副会長が委員として参画し、地域建設企業の実態等について意見を述べた。

国土交通省の「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」及び「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」に委員として参画し、地域建設業の立場から意見・要望を述べた。

また、自民党品確議連に設けられた「公共工事契約適正化委員会」における「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正についての議論の動向について情報収集を行うとともに、各都道府県建設業協会へ情報提供した。

さらに、同委員会及び法制化プロジェクトチームによる業界団体との意見交換等において、本会から地域建設業の役割や課題、公共調達制度の問題点とあり方、品確法

の改正の方向性（案）に対する意見を述べた。

（３）対等で透明な建設生産システムの構築への対応

①建設工事の生産に関する諸問題への対応

平成25年7月から9月にかけて、6県の建設業協会を訪問し、入札契約制度や建設現場での生産性の諸問題等に関する意見交換会を実施した。その意見等を基に10月に開催したブロック会議や地域懇談会における本会からの提案議題とするとともに、発注機関に対する提言・要望活動に反映させた。

「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更」等建設工事の生産性向上に関する各種施策・ガイドラインの最新の運用・通知等について情報および資料を収集し、項目等の検討を行った。

積算に関する分野においては、国土交通省における施工パッケージ型積算方式の試行拡大の動きを踏まえ、同方式の実状や課題等を把握するため、平成25年6月に施工パッケージ型積算方式に関するアンケート調査を実施した。

建設IT等に関する分野においては、国土交通省の「CIM制度検討会」および日本建設情報総合センター（JACIC）の「CIM技術検討会」、「社会基盤情報標準化委員会」等に委員として参画し、意見・要望等を述べた。また、新技術・情報化施工について、国土交通省関東地方整備局と意見交換会を実施した。

②建設技術者の技術力の確保と維持向上等への取り組み

平成25年4月から7月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募146件（建築15、土木118、環境13）の中から、9月に開催した建設工事事例選考委員会の審査を経て、事例集に掲載する110事例（建築11、土木86、環境13）を選出し、平成26年3月に本会会員専用ホームページに掲載した。

また、傘下会員企業の現場技術者の「技術力と資質の向上」並びに「プレゼンテーション能力の向上」を目的として、平成25年11月に技術研究発表会を開催し、事例集に掲載する110事例の中から、特に会員企業の参考となる10事例について事例発表を行った。

③復旧・復興事業の施工の確保に関する提案・要望

国土交通省の「復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会」に岩手・宮城・福島の各県建設業協会等と参画し、各地域の現状説明や必要な対策を講じるための提案・要望等を行った。

④建設副産物、環境関係法令への対応

環境関連法令改正等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ建設現場の実務に則した提言・要望を関係省庁に対し行った。

また、建設副産物の適正処理を促進するため、会員企業がより一層高い意識を持って取り組めるよう情報収集及び提供を行うとともに、建設6団体副産物対策協議会で建設廃棄物の適正処理に係る講習会を実施した。

(4) その他

①TPP交渉方針等に関する意見の提出

平成25年7月からの我が国のTPP交渉参加に向け、各都道府県建設業協会の意見・要望をとりまとめ、政府対策本部に提出した。また、TPP交渉等に関する動向について情報収集を行うとともに、各都道府県建設業協会へ情報提供した。

②「全建災害対策行動指針」の見直し

災害対策検討会において、今後想定される「首都直下型地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」などに備え、迅速かつ実効性のある対策を策定する際の指針となるよう「全建災害対策行動指針」の見直しを行い、改訂版を発行した。

③「地域防災を担う建設業の近年の災害対応状況」等の作成

地域の安全・安心を担う地域建設企業の役割や必要性を伝えるため、自然災害や防疫対策、除排雪への会員企業の対応をとりまとめた「地域防災を担う建設業の近年の災害対応状況」、「平成26年豪雪における地域建設企業の活動状況」を作成し、各都道府県建設業協会へ情報提供するとともに全建ホームページに掲載した。

④建築工事における諸問題への対応

公共建築工事における入札不調・不落の発生について、国土交通省官庁営繕部及び防衛省関係部局と傘下会員企業が、発注手続きにおける意見交換会を実施した。また、建築施工管理CPD制度の創設にあたり、建設業振興基金に対して意見を述べた。

⑤民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に関する対応

各都道府県建設業協会から要望のあった「小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約約款」が制定されたことに伴い、本会も提供団体となった。

3. 建設業における社会的責任への対応

(1) 建設企業行動憲章に基づくコンプライアンスの徹底

本会では、行動指針として「建設企業(団体)行動憲章」を定め、各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、コンプライアンスの徹底と適正な事業活動の推進について要請を行っているところであるが、今もって、独占禁止法などの法令違反が発生している。

このことから、「建設企業(団体)行動憲章」とコンプライアンスの周知・徹底に努めるよう機会あるごとに、各都道府県建設業協会に対し要請を行っている。

また、国土交通省が実施している「建設業取引適正化推進月間」の趣旨徹底について、各都道府県建設業協会に周知方の依頼を行った。

(2) 建設業のCSR活動の推進

東日本大震災の発生以降、国土の強靱化に対する国民の意識が高まり、建設産業に対する社会的役割に大きな期待が寄せられている。各都道府県建設業協会並びに会員企業は関係団体とも連携し、建設業のCSR活動の推進に取り組んでいる。

一方、近い将来、発生が予想されている南海トラフ連動型地震などの自然災害に備え、各都道府県建設業協会では、東日本大震災での教訓を踏まえ、国をはじめ各地方自治体との災害協定を積極的に締結するとともに、各都道府県の建設業協会相互による広域災害に備えた相互支援協定を締結するなど、地域の住民の安全・安心を確保するため、業界を挙げた取り組みが進んでいる。

また、平成26年2月の関東甲信から東北エリアでの豪雪災害では、多くの協会・会員企業が地域を越えて迅速に出動し、孤立した地域住民の救出・支援活動、道路啓開、除雪作業に取り組み、『いざというとき頼りになる存在』として、地域建設業界のイメージアップに大きく貢献した。

(3) 建設業における社会貢献活動の推進

本会では、毎年7月を「建設業社会貢献活動推進月間」と定め、各都道府県建設業協会と連携し、各建設業協会並びに会員企業が実践している社会貢献活動を広く社会にアピールするため、7月25日に「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を経団連会館において開催した。

中央行事では、各都道府県建設業協会・支部、会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動59事例を各活動別に顕彰するとともに、特に優れた活動事例として、『巨大

竜巻災害の復旧支援活動』（茨城県建設業協会土浦支部つくば分会）、『熊本広域大水害の復旧支援活動』（熊本県建設業協会阿蘇支部）の2事例について事例発表を行った。

また、記念講演として、『中小企業を元気にする“切り札”がここにある』と題して、㈱イドム代表取締役の小出宗昭氏の講演会を実施した。

なお、優秀事例を取りまとめて平成25年度「建設業社会貢献活動事例集」として作成し、PR用のパンフレット・クリアファイルとともに配布し、建設業界が実践している社会貢献活動を広く社会にアピールした。

4. 戦略的な広報活動の推進

建設産業の魅力や社会資本整備及び地域建設業の果たす役割や必要性について、広く国民に伝えるための戦略的広報の重要性が増している。このため本会では以下の3事業を中心に積極的な広報活動を展開した。

（1）広報体制の強化

各都道府県建設業協会の広報体制を確立し強化するためには、広報担当者の育成と広報に対する意識の高揚を図ることが重要であることから、マスコミへの積極的な情報提供を推進するとともに、各都道府県建設業協会で行う広報に関する研修会等に本会から講師の派遣、資料の提供を行った。

（2）広報活動の推進等

国土交通省に設置された「建設産業戦略的広報推進協議会」に参画し、同協議会が開設したホームページサイト「建設現場へGO!」に、会員企業が実施した社会貢献活動事例や、災害時の活動状況を掲載し、広く国民・社会に建設業の活動状況を紹介した。

また、国土交通省、関東地方整備局と各地方自治体等が合同で実施した「利根川水系連合水防演習」の訓練会場にブースを設置し、建設業の災害時における対応状況の写真・パネル等を展示し、建設業の活動をPRした。また、広報ツールとして作成したパンフレット等を配布するとともに、約650名に対して建設業に関するアンケート調査を実施し、有事における建設業の取り組みに対する理解の促進に努めた。

(3) 広報活動状況の把握と情報提供

各都道府県建設業協会が行っている広報活動等についての調査を実施し、各協会の広報体制、具体的な活動内容等の把握を行った。

活動事例については必要に応じてマスコミ等に提供できるよう整理してストックするとともに、全建ホームページをリニューアルし、各協会の災害時の活動状況を記録・掲載し、広く情報提供を行った。

5. 魅力ある労働環境づくりと労働災害防止対策等の推進

(1) 人材確保対策の推進

①「建設雇用改善計画」への対応

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき策定された第8次建設雇用改善計画（平成23年4月～平成28年3月）の趣旨に沿った対応が図られるよう会員企業に対し周知・啓発に努めた。

②社会保険未加入対策への対応

国土交通省が平成24年2月に取りまとめた社会保険未加入対策に基づき設置した「社会保険未加入対策推進協議会」に参画するとともに、本会の「社会保険加入促進計画」の推進を図るため、「適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケート調査」を実施した。また、取組み強化キャンペーンとして、各都道府県建設業協会長をはじめ担当者等に対するセミナーを3回開催するとともに、取組み強化キャラバンを19の都道府県建設業協会へ派遣した。さらに、相談窓口の設置や全建ホームページを活用し社会保険の加入促進に努めた。

また、全建統一様式の普及促進を図り、社会保険の加入促進に努めた。

③技能労働者の確保・育成への対応

国土交通省が設置した「建設産業活性化会議」、「専門工事業の評価制度検討会」、「技能労働者の技能の『見える化』WG」、「富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた検討会」や「専門工事業者等評価制度WT」において、本会から参画している委員を通じて意見を述べた。

④建設労働者の雇用の安定・改善への対応

建設事業主が活用できる助成金制度（厚生労働省所管）の情報提供を行うとともに、平成25年度補正予算で創設された「地域人づくり事業」について、平成26年1月

17日に各都道府県建設業協会に対する説明会を開催し、意見交換を行うなど助成金等の活用の促進に努めた。

また、11月5日、マツダホールにおいて、各都道府県建設業協会の労務委員会等の委員長をはじめ建設雇用改善コンサルタント等約200名が参加し「全国建設労働問題連絡協議会」を開催し、「建設労働者の人材確保対策」について情報提供・意見交換を行った。

(2) 労働安全衛生対策の推進

①「労働災害防止計画」への対応

労働災害防止のための主要な対策、重要な事項を定めた「第12次労働災害防止計画」の周知・徹底に努めた。また、厚生労働省が設置した「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」に本会から参画している委員を通じて意見を述べた。

②労働災害防止のための研修会の実施

各都道府県建設業協会との共催により、本会が発刊している「守っていますか？現場の安全!」、「私たち建設業に求められる『体制』と『資格』」、「フィギュアを使った危険予知トレーニング用セット」等の教材を使って、全国11会場（受講者441名）で「労働安全を中心とした研修会」を開催し、労働災害防止について理解の促進に努めた。

③労務安全に関する全建統一様式の普及促進

全建統一様式の普及促進を図り、労務安全管理と労働災害防止に努めた。

(3) 建設労働者の福祉の向上への対応

建退共業務を行う勤労者退職金共済機構に係る組織・業務全般の見直しを検討する行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」の動向に注視するとともに、労働政策審議会において本会の意見を述べた。

また、建設業福祉共済団の事業等について、各都道府県建設業協会へ情報提供を行った。

6. 公益法人制度改革への対応

(1) 一般社団法人への移行に伴う適正な事業執行

①新たな定款に沿った適切な執行体制、組織運営の推進

移行に伴い整備した定款、諸規程に則り適正な事業執行・運営を行った。また、新会計基準に基づき平成25年度決算及び平成26年度予算を策定した。

②公益目的支出計画に基づく適正な事業執行の推進

公益目的事業については、計画どおり平成24年度において終了したことから、平成25年6月に内閣府に対し、公益目的支出計画実施報告書及び実施完了確認請求を提出し、平成25年10月22日付で実施完了の確認を受け、公益目的事業が完了した。

(2) 公益法人制度改革に関する情報収集と周知・情報提供

各都道府県建設業協会の移行状況について、インターネット(公益法人 information 等)により把握するとともに、公益法人制度改革に関する情報について、適宜、情報提供を行い、移行手続きを行う建設業協会のサポートに努めた。

なお、移行状況としては、3県の建設業協会(新潟、山梨、福岡)が、平成26年4月1日に一般社団法人に移行したことにより、各都道府県建設業協会の全ての移行が完了した。

7. 主な要望事項等

◎平成26年度の税制改正に関する要望(6月24日)(11月8日)

各都道府県建設業協会の意見をもとに税制問題検討会において検討を重ね、経営委員会、理事会の承認を経て平成26年度の税制改正に関する要望を取りまとめ、6月24日に国土交通省、11月8日に自由民主党にそれぞれ提出した。

要 望 書

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

昨年度、政権交代後に公共事業を柱とする15ヶ月予算が生まれ、また国土強靱化法案に関する審議も始まるなど、国民の安全・安心な生活を守るという建設業界の役割が徐々に見直されつつありますが、これらの施策は、建設産業の健全な発展に向けて明るい兆しだと、大変心強く感じております。

しかしながら一方では、長年にわたる公共事業予算の削減、受注競争の激化等により地域建設業の経営は圧迫され、その影響は建設業界の後継者問題や若年者の入職不足などにも及び、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しさが続いております。

以前から私ども建設業界は、大地震や頻繁に発生する集中豪雨などの災害時には、真っ先に現場に駆け付け、最前線で応急処置や復旧活動を行って参りました。

また、平時においても河川・道路清掃や防犯パトロール等、地域社会に対して様々な社会貢献活動を行うなど、国民の安全・安心な生活基盤を確保するために大きな役割を担ってきました。

このような重要な役割を果たすためには、建設企業が健全で安定した経営を続ける必要があります、税制上の措置は大変重要な問題のひとつであります。

また、本会として毎年要望しておりました工事請負契約書に係る印紙税について、昨年度に特例措置の延長や負担軽減の大幅な措置を決定頂いたことは、大変ありがたく感謝しております。しかし印紙税については、多重課税でありかつ中小建設企業には今後も負担となることもあり、本会としては将来的な廃止等も視野に入れ注視していかなければならない課題だと思っております。

今般、各都道府県建設業協会から標記について取りまとめましたので、ここに平成26年度の税制改正に関する要望をいたします。何卒実現に向け、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

I 経営改善に関する税制改正要望

1. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ

会社更正、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%~80%程度まで引き上げていただきたい。

また、中小企業者などに特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率に関して、建設業者・不動産業者の倒産が他産業と比較すると高い状況を鑑み、建設業においても製造業と同様に法定繰入率を1000分の8に引き上げていただきたい。

2. 中小企業者等が機械を取得した場合の特別償却及び法人税額に係る特別控除の拡充及び適用期限の延長

近年、自然災害が全国各地で多発しており、道路・河川や鉄道、住宅などに甚大な被害をもたらしている。特に建設業界は、地方自治体等と災害協定を締結しており、災害発生時に地元の中小建設企業が機械類を保有していなければ、迅速な応急復旧活動が困難となり、国民の安心・安全な暮らしが守れなくなる恐れがある。今後、建設業においては、災害時の迅速な応急復旧や自然災害に備えた対応が求められることが増えると予想されるため、更なる設備投資が効果的となるような税制上の措置の拡大を図っていただきたい。

3. 中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得に係る損金算入特例の適用期限の延長

中小建設企業においては、事務作業が未だに手作業が中心であり、業界の近代化には電算化などの合理化が不可欠である。

また、中小建設企業の設備投資促進及び事務の簡素化に資するものであるため、適用期限の延長をしていただきたい。

4. 中小企業者等の交際費等の損金不算入制度の特例の適用期限の延長

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払いなどは、損金算入が認められない交際費などと認定される場合が少なくないため、中小企業者等が支出する800万円以下の交際費について全額損金算入が可能となるよう適用期限を延長していただきたい。

5. 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の適用期限の延長

中小企業者等の経営は経営基盤が脆弱であり金融不安や景気動向に左右されることや、金融円滑化法の期限が到来したことなどの事由により、建設企業の資金繰りなどに影響が生じる恐れがあることから、欠損金の繰戻し還付制度を永続的に適用していただきたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間内に一時

的に設置される仮設のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっております。建設現場における仮設現場事務所については、設置期間が1年以下のものを課税対象から除外していただきたい。

また、申告・納付を行う際の手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく過度の負担となっているため、本店所在地での一括申告・納付などによる簡素化を図っていただきたい。

2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費などと認定され、損金算入が認められないことが多い。また、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費課税の趣旨である「事業関係者と親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることの支出」とは明らかに異なる費用である。

つきましては、近隣対策費として認められる必要経費及び損金不算入となる支出の区分が明確となるような措置を講じていただきたい。

◎社会資本整備の着実な推進について要望（11月27日）

本会では、10月に全国9カ所において平成25年度ブロック会議・地域懇談会を国土交通省担当官のご臨席を得て開催し、公共工事の予算の確保をはじめ、社会資本整備の推進、防災・減災対策、ダンプ問題を含む入札契約制度改革、積算基準や現場の施工体制、人材確保・育成など様々な意見交換が行われた。

本会では、これらの意見・要望を『社会資本整備の着実な推進について』とする意見書として取りまとめ、11月27日に自由民主党総裁、党四役、国土交通大臣、幹部に対し、その懸案事項の実現をお願いし提出した。

社会資本整備の着実な推進について

(全国47都道府県建設業協会の意見)

一般社団法人 全国建設業協会

我が国経済の長年の病弊であったデフレ状況からの脱却に向け、新しい経済政策が打ち出されたことにより、円安の追い風を受けた輸出や生産の回復が続き、雇用も好転する中、消費は好調を維持し、経済社会全体に明るい環境変化が生じています。我々建設業界が遂行する公共投資も新しい経済政策の一翼を担うものとして、その役割に大きな期待が寄せられ、公共事業の迅速かつ効率的な執行が強く求められています。

一方、未曾有の災害であった東日本大震災の後も、台風、豪雨、豪雪、竜巻などの自然災害が頻発し、今年も各地で多くの尊い生命と貴重な財産が失われるなど、我が国の脆弱な国土における防災・危機管理体制と社会資本整備の重要性が改めて明らかになりました。

我々建設業界の使命は、国民の生活と経済活動の基盤である社会資本の整備、維持管理を通じ、我が国経済社会の発展に貢献するとともに、災害時における緊急対応、復旧活動等により、地域の安全・安心を確保することにあります。

しかしながら、長年にわたる公共事業費の削減により、地域を支えた老舗といわれる建設企業も含め多くの会員企業が、厳しい経営を強いられるとともに現場の担い手が処遇の悪化により減少しています。

このような状況が続けば、国民の生活と経済活動の基盤である社会資本整備が滞り、地域経済が著しく疲弊するばかりでなく、「災害対応空白地帯」の一層の拡大すら懸念される状況にあります。

このような中、一般社団法人全国建設業協会は、去る10月、全国9ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催いたしました。

全国建設業協会及び四十七都道府県建設業協会の総意として、下記のとおり意見を取りまとめましたので、諸事情ご賢察のうえ、特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

一、地域の実情や災害対応に配慮した中長期的な国土保全ビジョンを早期に策定し、社会資本整備を我が国の成長力強化のための国家戦略の最重要課題と位置づけて、災害に強い生活基盤づくりと既存インフラの老朽化対策及び地域経済の活性化に向け、計画的・安定的に公共事業予算の確保・拡大を図ること。

二、長く続いた公共事業費の削減の流れを完全に断ち切り、人材等を確保・育成するために必要な将来の見通しが得られるよう、平成二十六年当初予算における公共事業予算額の確保に万全を期すこと。

三、被災地の一刻も早い復興のため、必要な事業予算を確保するとともに、迅速な事業執行に万全を期すること。

また、「首都直下型地震」や「東海・東南海・南海地震」などの自然災害に備え、防災・減災のためのインフラ整備の計画的かつ着実な推進により強靱な国土の実現を図るため、中長期的な見通しをもって全国防災・減災のための予算枠を確保すること。

四、デフレ脱却を図るための経済政策の一環として、技術者・技能労働者不足、資機材不足、市場の実態に合わない予定価格の積算、契約後の採算性の悪化など、円滑な工事施工を妨げる諸課題の解決に向けて官民の叡智を結集し、公共投資の迅速かつ効率的な執行を確保すること。

五、市場の実態を反映した公共工事設計労務単価の更なる引き上げ、低入札調査基準価格の改善と地方公共団体等へのダンピング対策の徹底により、地域の建設企業の安定的経営の維持に必要とされる適正な利益を確保しつつ、価格と品質に優れた公共調達を図られるよう、上限拘束性の弊害を排した多様な入札・契約制度の導入・活用を図ること。

また、「ゼロ国債」など債務負担行為の一層の活用を図り、発注の平準化や通年化を図ること。

六、若年者の入職の減少等に伴い、建設生産を支える技能・技術の承継が非常に困難な状況となっていることから、建設現場における施工力の再生のため、我々建設業界と一体となって地域の建設業の実態に十分配慮した社会保険の加入の促進、技能労働者の適切な賃金水準の確保、現場の労働環境の改善、富士教育訓練センターや三田建設技能研修センターなど職業訓練施設の機能強化、監理技術者資格を有する若手技術者の計画的な確保など、地域建設業の将来の担い手の確保・育成及び人材の有効活用のための施策を講じること。

また、建設産業の魅力や社会資本整備及び地域建設業の果たす役割や必要性に

ついて、広く国民に伝えるため、産・官・学が一体となり戦略的広報の展開に取り組むこと。

七、地域の建設企業の破綻は、地域の経済、雇用に深刻な影響を及ぼすことから、建設企業の資金調達に支障が生じないように、「地域建設業経営強化融資制度」、「下請債権保全支援事業」及び「建設業災害対応金融支援事業」など、地域建設業の存続に不可欠な資金調達支援のための金融施策を継続・拡充すること。

◎土木工事積算基準の改定について要望（3月12日）

長期間続いた公共事業費の削減で疲弊した建設業界の環境を鑑み、3月12日に国土交通大臣をはじめ幹部に対し、土木工事における積算基準の見直しについて要望を行った。

土木工事積算基準の改定について

一般社団法人全国建設業協会

平素は、建設業界に対しまして、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

安倍政権では、昨年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、平成25年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な執行に努めることとしています。

また、国土交通省におかれましては、この「経済対策」に基づき、本年2月の公共工事設計労務単価の再度にわたる引き上げを始め、予算の事故繰越に関する地方自治体への通達、スライド条項の活用の徹底等、各種施策を打ち出しいただいております。

我々建設業界としましては、これらの施策の実施に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、この期待に対して、総力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

しかしながら、長く続いた公共事業費の削減等による競争の激化、また昨今の人件費及び資材費の高騰など、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況に鑑み、下記のとおり要望を取りまとめましたので、諸事情ご賢

察のうえ、特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 維持修繕工事や小規模工事の積算基準の見直しについて

工事の積算基準については、これまでも実態を踏まえた見直しをお願いしてきたところですが、現在、昭和 40 年代以降集中的に建設された社会インフラの老朽化の進行が顕在化しており、今後これらの施設を健全な状態で使用するとともに、安全・安心な暮らしを確保し、国土の強靱化を図るためにも、耐震化と合わせた計画的な管理・維持補修が急務となっています。

しかしながら、維持修繕工事は、①工事規模が小さい、②橋梁など現状の機能を維持しながらの施工となり、また施工箇所が複数個所に点在しているなど種々の制約下で採算性が悪く、③安全管理など間接費が割高等、現状の積算基準では実際にかかる費用との乖離があるのが実態であり、現に地方の橋梁などの維持修繕工事や小規模工事では、応札ゼロの事態が起きています。

このため、維持修繕工事や小規模工事の標準歩掛や間接工事費率の見直しを実施していただきますようお願いいたします。

2. 工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直しについて

各種協議や用地の確保等が未完了な状態で発注された工事および施工途中工事に於いて、受注者の責めに帰さない事由により、実際の工事着手まで時間を要する工事や、施工を中止せざるを得ない工事においては、工事の一時中止が行われています。

また、これに伴う工事期間の延長によって、土地の借上げ、電気及び用水等の基本料金、機械の搬出・搬入等、現場事務所や労務者宿舎等の損料、さらには常駐する社員等従業員給料など工事現場の維持に要する費用が増加しているにもかかわらず、工事の一時中止に伴う増加費用の算定方法が実態と乖離しており、工事収益を著しく悪化させる原因となっています。

このため、工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

3. 東日本大震災の被災地における施工実態に見合った積算の取組みについて

東日本大震災の被災地においては、早期復興に向けて、昨年10月1日以降の案件より、土工・コンクリート工の関連32工種に対し、日当たり作業量を10%補正した「復興歩掛」が運用されるとともに、さらに本年2月には、かねてから要望していました共通仮設費・現場管理費を補正するいわゆる「復興係数」の運用が開始されました。また、被災地における建設損料の補正など、被災地の実情に応じた対応をとっていただいているところであり、大変感謝しているところであります。

今後とも全力をもって復旧・復興事業に取り組んで参りますが、被災地の状況は事業の進捗とともに随時変化していくものと認識しております。

このため、引き続き、被災地の実情を注視いただき、施工実態に応じた積算に取り組んでいただきますようお願いいたします。

8. 役員会等の開催

- (1) 定時総会 (5/29)
- (2) 正副会長会議 (4/26、5/29、6/21、7/26、9/19、11/27、12/20、2/21、3/13)
- (3) 理事会 (4/26、5/29、6/21、7/26、9/19、11/27、12/20、2/21、3/13)
- (4) 監事監査 (4/25)
- (5) 協議員会 (9/19、3/13)
- (6) 全国会長会議 (11/27)
- (7) 全国建設労働問題連絡協議会 (11/5)
- (8) 全国専務・事務局長会議、全建取組み強化セミナー (3/25)
- (9) 地域懇談会・ブロック会議打ち合わせ会 (8/22)
- (10) 地域懇談会等における諸問題の意見交換会 (12/20)

9. 各種委員会等の開催

- (1) 総務委員会 (2/14)、表彰部会 (3/27)
- (2) 総合企画委員会 (6/26、3/6)、総合企画・土木専門委員会 (9/11、1/28)
- (3) 経営委員会 (6/12、3/4)
- (4) 労働委員会 (8/7、3/10)
- (5) 建設生産システム委員会 (7/2、3/18)
- (6) 災害対策検討会 (5/9)

(7) 税制専門委員会 (6/3)

10. その他行事・諸会議の開催

(1) 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

①全建表彰式 (5/29)

本会の表彰規定・基準に基づき、2条関係 293名、4条関係 148社、5条関係 700名の合計 1,141名に表彰状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

②建設業社会貢献活動推進月間中央行事 (7/25)

東京・大手町の経団連会館において開催した。社会貢献活動の功労者表彰として3条関係 27協会、4条関係 32会員企業を表彰。賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

事例発表会では、茨城県建設業協会土浦支部つくば分会の「巨大竜巻災害の復旧支援活動」と、熊本県建設業協会阿蘇支部の「熊本広域大水害の復旧支援活動」の2事例の発表が行われ、また、記念講演では㈱イトム代表取締役の小出宗昭氏を講師に招き、「中小企業を元気にする切り札がここにある」と題し、講演会を行った。

③平成25年度建設関係殉職者慰霊法要 (9/19)

東京・芝の増上寺境内の土木建築殉職者慰霊塔において開催した。本年度合祀された75名の殉職者に対し、労働災害の撲滅と慰霊の祈りを捧げた。昭和12年に慰霊塔を建立して以来、合祀された御霊の累計は62,643柱となった。

(2) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会の開催 (2/21)

本年度の施設見学会は、大阪での理事会開催を機に、兵庫県三田市の職業訓練法人近畿建設技能研修協会が運営する三田建設技能研修センターの施設見学を実施した。

建設産業への若者の入職が低迷し、将来の担い手不足と技能の承継等が喫緊の課題になっており、国土交通省においても職業訓練施設の機能強化の具体策が検討されていることから、タイムリーな施設見学会となった。

見学会には大阪市内のホテルよりバス2台に分乗し、本会浅沼会長、本間、伊藤、森田副会長始め、理事、監事、事務局役員等35名が参加し、本館の視聴覚室で三田研修センターの現況と施設概要の説明を受けた後、研修教室、宿泊棟の諸施設、実習場における高所作業車の技能講習等を約2時間にわたって見学し、大阪市内に戻った。

(3) 技術研究発表会 (11/26)

東京・大手町の経団連会館において開催した。今年度、建設工事における施工の工夫・改善事例に応募のあった146事例の中から優秀な10事例を建設工事事例選考委員会及び環境問題検討会の審査を経て選考し、事例ごとにプレゼンテーションを実施した。

審査員による厳正な審査の結果、最優秀賞には、(株)吉川工務店土木部の成瀬主任が発表した「安全帯の点検設備」が、特別賞には、岩田地崎建設(株)技術部の浅川課長代理が発表した「トンネル覆工コンクリートの養生方法の改善」が選ばれるとともに、優秀賞として8事例を表彰した。

以上